

[事案 25-73] 遡及解約請求

・平成 25 年 11 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

告知義務違反の調査、判断が迅速に行われなかったことを理由に、遡及しての解約成立を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 9 月の契約の医療保険について、募集人によって告知義務違反をさせられ、給付金を受けられない可能性があったので、給付金請求後すぐに解約したかった。保険会社が迅速に告知時の事実関係について調査し、支払いの判断をしていていれば、もっと早く解約ができたので、債務不履行あるいは不法行為にもとづく損害賠償として、その間に支払った保険料相当額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本件は、告知義務違反があったので契約解除・給付金不支払の決定をしたが、その後、募集人の不適切な告知取扱が判明したため、契約解除取消・給付金支払を決定した。
- (2) 申立人は、平成 20 年 9 月から同 22 年 8 月までの間、眼科にて白内障の通院加療を受けていたが、告知書の「最近の健康状態」と、「過去 5 年内の健康状態」に告知をしていなかったため、入院・手術給付金請求書受理後、申立人に対し、事実確認への協力依頼を再三に渡り行ったが、申立人の了承が得られなかったため、支払可否の判断が大幅に遅延した。
- (3) 当社が本契約解除の通知を送付するまでの間、申立人から保険料の請求停止や解約の請求を受けておらず、また今回の解除の原因となった病気とは因果関係のない別の病気、事故などの事由が発生した場合は、保険金・給付金の保障対象としていた。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 契約者は何時でも契約を解約できるので、保険会社の調査期間が遅延したことによって、申立人の解約権が不当に制限されたことはない。また申立人は、給付金が支払われたら解約したいと考えていたと主張するが、その意向は保険会社に伝えられていなかったため、保険会社が、その意向に配慮した対応をすべきであったとも認められない。
- (2) なお、保険会社は、給付金の請求に対して迅速に対応する義務があるので、調査が不当に遅延したかについて、以下のとおり判断する。

本件では、保険会社は申立人に対し、給付金請求受理当初、支払いおよび契約継続可否を検討するための事実確認が必要なことや支払期限などを通知したが、申立人の同意が得られずに確認作業が遅れたことが推測され、保険会社の支払決定が遅れた原因は、申立人の同意が得られなかったことにあると認められる。しかし仮に、保険会社に不当な遅延があったとしても、その場合には給付金に利息を付して支払うことになるが、保険会社は当初の支払い期限以降の利息を付して給付金を支払っており、調査の不当な遅延の責任が問

題になることはない。